

○町田市玉川学園子ども広場条例施行規則

平成15年4月1日

規則第36号

子ども生活部児童青少年課

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市玉川学園子ども広場条例（平成15年3月町田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により町田市玉川学園子ども広場（以下「広場」という。）を使用しようとする団体は、町田市玉川学園子ども広場使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 市長は、広場の使用の承認をしたときは、町田市玉川学園子ども広場使用承認書（第2号様式）を申請団体に交付する。

(使用の取消し)

第4条 広場の使用の承認を受けた団体（以下「使用団体」という。）が使用の取消しをしようとするときは、町田市玉川学園子ども広場使用取消書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、広場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

町田市玉川学園子ども広場使用申請書

使用日時	年 月 日 曜日 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分
使用人数	人
使用目的	
上記のとおり使用を申請します。 年 月 日 申請団体 団体名 代表者 住所 氏名 電話 町田市長 様	

第2号様式(第3条関係)

町田市玉川学園子ども広場使用承認書

使用日時	年 月 日 曜日 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分
使用人数	人
使用目的	
使用条件	
上記のとおり使用を承認します。 年 月 日 申請団体 団体名 代表者 住所 氏名 様 電話 町田市長 印	

使用注意事項

- 1 周囲の隣家等に迷惑をかけないように十分注意すること。
- 2 使用後は清掃等を行うこと。
- 3 使用に当たっては、条例・規則の規定を遵守すること。

第3号様式(第4条関係)

町田市玉川学園子ども広場使用取消書

次のとおり使用の取消しを届け出ます。	
年 月 日	
町田市長	様
	使用団体 団体名
	代表者
	住所
	氏名
	電話
使用承認日	年 月 日
使用日時	年 月 日 午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分
使用目的	
使用の取消理由	

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)